

## 「身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の改正について」

身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の制度が改正され、平成20年4月1日から実施されます。

- 1 減免額の上限が設けられ、自動車税は税額4万5千円、自動車取得税は課税標準額250万円が減免の上限とされました。  
これにより、自動車税は、年税額が4万5千円を超える場合、4万5千円を超える額のみを負担していただき、自動車取得税は、課税標準額が250万円を超える場合、250万円に税率を乗じた額を超える額のみを負担していただくこととなりました。
- 2 自動車税減免の継続申請手続が簡素化されました。  
毎年度継続の申請が必要でしたが、今後、原則として申請は不要となり、所有者、減免事由の変更があった場合に限り、申請が必要となりました。

詳しくは、県税務課にお問い合わせください。

〔県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>〕